

告 示 第 5 2 7 号

令和 7 年 4 月 1 1 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市税務相談窓口システム導入業務に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市税務相談窓口システム導入業務に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技への参加を希望する者は、下記要領により鹿児島市税務相談窓口システム導入業務に係る企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

市税の賦課徴収事務を市民税課、資産税課、納税課及び谷山税務課（以下「本庁等」という。）に集約することに伴い、伊敷支所、吉野支所、吉田支所、桜島支所、東桜島合同庁舎、喜入支所、松元支所及び郡山支所（以下「各支所」という。）に来庁された市民の相談・問い合わせに対応するため、各支所と本庁等をオンラインで接続し、モニター画面を通して直接会話ができるシステムを導入する。

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 書類提出の日において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) この告示の日（以下「告示日」という。）において、納期の到来している鹿児島市税を

完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がない場合等で鹿児島市税の納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 告示日以降において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。
- (7) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 令和4年4月1日以降に、国又は地方公共団体（これらに類推する団体を含む。）から遠隔相談窓口システム又は類似するシステムの受注実績があること。

3 申込要領

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。ただし、告示日現在において鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、提出書類中ウからオまでの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 会社概要（様式2）及び添付書類

ウ 商業登記簿謄本（写しでも可）

エ 印鑑証明書（原本）

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（令和7年3月3日以降発行のもの。
写しでも可）

ただし、鹿児島市に営業所等がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。

なお、鹿児島市税滞納有無調査承諾書（様式3）も課税の有無にかかわらず提出すること。

カ 業務実績表（様式4）

(2) 受付期間

告示日から令和7年4月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 提出場所及び問合せ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市総務局税務部市民税課（別館2階）

電話 099-216-1171

電子メール shimzei-zei@city.kagoshima.lg.jp

(5) 注意事項

本企画提案競技の参加に際しては、別に定める鹿児島市税務相談窓口システム導入業務に係る企画提案競技実施要領を確認すること。

4 その他

鹿児島市税務相談窓口システム導入業務に係る企画提案競技実施要領等については、鹿児島市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。